

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の適用を受ける職員の公務上の災害又は通勤による災害に対して迅速かつ公正な保護をするため、休業補償給付又は休業給付並びに休業特別支給金（以下「休業補償等」という。）の支給に関する制度を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）第2条第1号に規定する法の適用を受ける者をいう。

2 この要綱において「公務上の災害」及び「通勤による災害」並びに「給付基礎日額」とは、それぞれ法第7条第1項第1号及び第2号並びに第8条の2に規定する業務災害及び通勤災害並びに休業給付基礎日額をいう。

(実施機関等)

第3条 この要綱に定める休業補償等の実施については、休業補償等を受けようとする職員の請求又は申請（以下「請求等」という。）に基づいて、任命権者が行うものとする。

(休業補償給付及び休業給付)

第4条 職員が公務上の災害又は通勤による災害による療養のため勤務その他業務に従事（以下「労働」という。）することができない場合において、賃金その他の収入（以下「賃金等」という。）を得ることができないときは、当該職員に対し、休業補償給付又は休業給付として、その賃金等を得ることができなくなった日からその第3日目までの期間に限り支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とする。ただし、職員が公務上の災害又は通勤による災害による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付又は休業給付の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金等の額を控除して得た額の100分の60に相当する額とする。

(休業特別支給金)

第5条 前条の規定により休業補償給付又は休業給付を受ける権利を有する職員に対し、休業特別支給金として、この要綱に定める休業補償給付又は休業給付の支給の対象となる期間に限り支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の100分の20に相当する額とする。ただし、同条ただし書の規定の適用を受ける職員に係る休業特別支給金の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金等の額を控除して得た額の100分の20に相当する額とする。

(請求等)

第6条 この要綱に定める休業補償等を受けようとする職員は、休業補償等請求（申請）書（別記様式）を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、休業補償等を受けようとする職員は、休業補償等に関し任命権者が必要と認める事項を届け出、又は書類その他の物件を提出しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 任命権者は、前条第1項に規定する休業補償等請求（申請）書を受理した場合には、これを審査し、休業補償等の支給に関する決定を行い、すみやかに請求者又は申請者に書面でその決定に関する通知をするとともに、支給と決定された場合は、遅滞なく支給を行わなければならない。

(未支給の休業補償等)

第8条 この要綱に定める休業補償等を受ける権利を有する職員が死亡した場合において、その死亡した職員に支給すべき休業補償等でまだその職員に支給しなかったものがあるときは、その職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その職員の死亡の当時その職員と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の休業補償等の支給の請求等を行うことができる。

2 前項の場合において、死亡した職員が死亡前にその休業補償等を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その休業補償等を請求することができる。

3 未支給の休業補償等を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序による。

4 未支給の休業補償等を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(休業補償等を行わない場合)

第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休業補償等は、行わない。

1 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

2 少年法（昭和23年法律第168号）第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

（休業補償等の制限）

第10条 職員が、故意に負傷若しくは疾病、又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、休業補償を行わない。

2 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷若しくは疾病、若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、休業補償等の全部又は一部を行わないことができる。

（損害賠償との調整等）

第11条 市は、この要綱に定める休業補償給付又は休業給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、その給付をしたときは、給付の価額の限度で、その給付を受けた職員が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、その給付を受けるべき職員が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市は、その価額の限度でその給付をしないことができる。

（補償を受ける権利）

第12条 この要綱に定める休業補償給付又は休業給付を受ける権利は、職員の退職によって変更されることはない。

（一時差止め）

第13条 この要綱に定める休業補償等を受ける権利を有する職員（休業特別支給金の場合は、受ける職員）が、正当な理由がなくて、第6条第2項に規定する届出をせず、若しくは書類その他の物件を提出しないときは、任命権者は、休業補償等の支給を一時差し止めることができる。

（所属長の助力等）

第14条 この要綱に定める休業補償等を受けるべき職員が、事故のため、みずから休業補償等の請求等その他の手続を行うことが困難である場合には、所属長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 所属長は、休業補償等を受けるべき職員から休業補償等を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない。

（期間の計算）

第15条 この要綱に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、休業補償等の支給に関し必要な事項については、法及び関係省令の規定の例による。

2 前項及びこの要綱に定めるもののほか、休業補償等の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。